

令和3年9月2日

保護者様

多摩市立諏訪小学校  
校長 齋藤 幸之介

### タブレット端末等の持ち帰りについて（御依頼）

新秋の候、皆様におかれましては益々御健勝のことと存じます。

平素より、本校の教育活動に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、多摩市教育委員会ではGIGAスクール構想に伴う1人1台教育用タブレット端末（以下「iPad」という。）の導入を行っております。

これまではiPadの持ち帰りは実施していませんでした。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴う対応として、対面授業と御家庭でオンライン学習による児童・生徒の学びの機会の確保を行うべく、1人1台のiPadの持ち帰りを実施することが多摩市教育委員会で検討されました。そして、多摩市立全小・中学校にて御家庭へ持ち帰れることとし、これを受けて本校においても9月から必要に応じてiPadの持ち帰りを実施する運びとなりました。

以上御理解を賜りますとともに、下記にありますiPadの活用等の注意点につきまして、あらかじめ御確認いただきますようお願いいたします。

#### 記

#### 1 ICT機器の持ち帰り（貸し出し）手続きの流れ

##### (1) ご家庭のインターネット環境接続テストを行うための試行持ち帰り期間

【令和3年9月3日（金）～8日（水）】

今後の休校等の措置に備えるため、学校で子供たちに配布しているiPadを持ち帰らせますので、御家庭でお持ちのインターネット環境に接続できるかどうかをお試しく下さい。

併せてインターネット環境等に関するアンケートについて別添「教育用タブレット端末等を家庭学習で使用する上でのアンケートのお願い」へ御回答をお願いいたします。こちらにつきましては、9月6日（月）までに各担任へ御提出ください。

##### (2) ご家庭でiPadを活用して学習を行うための持ち帰り期間

【令和3年9月8日（水）～】

(1)が確認でき次第iPadの持ち帰りが実施できることとし、必要に応じて御家庭でiPadを活用して学習を行えるようにいたします。

持ち帰りの際には別添「教育ICT機器利用申請書（第1号様式）」の御提出が必要となりますので、必要事項をご記入のうえ、9月10日（金）までに各担任へ提出してください。

iPadを御家庭で持ち帰って使用する・しないについては任意とされておりますが、学校の教育活動では子供たち全員が使用することとなります。すでにお子様在学校で使用しているものには様々な設定がされており、使用しやすくなっております。また、後述いたしますが、任意での保険加入を御紹介することにもなります。以上を御理解いただいた上で御協力を賜りたく、深くお願いする次第です。また、子供たちの発達段階等に応じて、学年ごとに持ち帰り方を判断することを基本といたします。併せて御理解を賜りたく存じます。

### (3) **モバイルルーターの貸し出しについて**

御家庭にインターネット環境がなく、iPad をインターネットに接続ができない場合には、モバイルルーターの貸し出しを行います。ただし、通信に必要な SIM カードは付属しておりません。そのため、御家庭で通信会社と別途御契約いただき SIM カードを御用意いただく必要がありますので、ご注意ください。また、モバイルルーターの台数に限りがあるため、御希望に添えない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。

## 2 貸与機器の注意点

### (1) **iPad**

①新規のアプリのインストール等は制限させていただいております。

インターネットでの検索にあたっては不適切なサイトのフィルタリングを行うよう設定されておりますが、不適切コンテンツを 100%制限はできませんので、御留意の上活用に御協力ください。学習を目的として整備しているものとなりますので、それ以外の用途には使用しないようお子様とお話してください。

②パスコード（iPad を使用する際の 4 桁の数字）が設定されております。連続してパスコードの入力を間違えると、パスコードロックがかかり端末が使用できなくなります。また、復旧の際には修理とその費用が必要となりますので、十分に御注意ください。

### (2) **モバイルルーター**

①SIM カードは入っておりませんので、各御家庭で通信会社と別途契約して、SIM カードを用意していただく必要がありますので御注意ください。

### (3) **その他**

①タブレット端末等の使用にあたっては、健康への留意や事故防止の観点から、御家庭での使用についてお子様と御確認ください。

②貸与する端末等は、市の財源を用いて購入した教育機器です。大切にお取り扱いください。子供たちが持ち帰る iPad 等が破損、紛失などした場合には、修理費用又は損害について御負担いただきます（原則、本体再取得費用（令和 3 年 8 月時点で 36,080 円）を上限）。

③iPad 等の修繕費のご負担等に備えて、任意でご加入いただく賠償責任保険について、後日ご案内を予定しています。御家庭で子ども総合保険や自動車保険の特約などを契約されている場合には、そちらで対応できる場合もありますので、御契約されている保険会社に御確認をお願いいたします。

## 3 返却について

iPad 等の貸与期間の上限は令和 3 年度末までとしておりますが、新型コロナウイルスの感染状況に伴う学校の対応が変更となった場合には、別途御案内させていただきます。

御不明な点がございましたら、問合せ先まで御連絡ください。

【担当】

副校長 中島 美恵

TEL 042-371-4533